

学童農園支援委員会設置要綱

(設置)

第1条 学童農園に関し、船橋市及び関係機関と連携し、農業委員会の行う支援の円滑な実施を図るため、学童農園支援委員会（以下「支援委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学童農園 農水産課の定める船橋市学童（生徒）農園推進事業実施要領の規定に基づき、子どもたちが農業体験を通じて食料や農業の大切さを学び、豊かな心を育むために学校及び農園所有者が設置し、運営する農園をいう。
- (2) 支援チーム 船橋市学童（生徒）農園推進事業実施要領第1の2(5)に規定する支援チームをいう。

(組織)

第3条 支援委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、農業委員会の選挙による委員の中から選任する。

(委員長及び副委員長)

第4条 支援委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

(会議)

第5条 支援委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員長が欠けたとき又は事故があるときは、副委員長が招集する。

2 農業委員会会長及び農業委員会会長職務代理者は、必要に応じて会議に出席する。

3 委員は、支援委員会の業務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

(職務)

第6条 支援委員会は、学童農園に関する事業を推進するため、次に掲げる事項についての支援を行う。

- (1) 学童農園の候補地の選定及び土地所有者への協力要請
- (2) 学童農園で栽培する作物、栽培方法等の検討
- (3) 学童農園の支援チームへ派遣する委員の選出

(4) その他必要な事項

- 2 支援委員会は、学童農園への支援の状況等について適宜農業委員会総会に報告する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年9月22日から施行する。
(学童農園整備検討委員会設置要綱の廃止)
- 2 学童農園整備検討委員会設置要綱は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の際現に廃止前の学童農園整備検討委員会設置要綱の規定により選任されている学童農園整備検討委員会の委員は、この要綱の規定により選任された学童農園支援委員会の委員とみなす。